

## 別記様式第3号(第25条関係)

## 取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等〒・所在地			
取引(口座等)種類又は内容		顧客(口座等)番号	
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引			
当該取引等の成立・未成立の別			
当該取引等年月日			
当該取引等の取扱店	特定事業者名称		
	営業所・販売店等名称		
	営業所・販売店等〒・所在地		
当該取引等に関する情報	取引等形態		
	業務内容		
	取引を行う目的及び特定受任行為の代理等に係る行為又は手続の目的		
	決済方法		
	金額		
	通貨単位		
	両替後の通貨単位		
	手形・証券、金地金等の動産の種別		
	手形・証券、金地金等の動産の番号		
	不動産の種別		
	不動産の地番		
その他(特徴、詳細等)			
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別		
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジットカード会社等の種別		
	銀行、クレジットカード会社等の名称		

	営業所・代理店等名称		
	口座・クレジットカード等種類		
	口座・クレジットカード等番号		
	送金先(元)国名		
当該取引等の際に使用した通称・異名等			
備考			

- 備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引等がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引等について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引等を除き、当該写しに記載のある取引等については記入しないことができること。
- 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始(既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。)をした際に記録した事項を記入すること。
- 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引(口座等)種類又は内容」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 9 「重要取引」欄は、重要な取引等に○印を記入すること。
- 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引等を行った営業所、代理店、販売店、事務所等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
- 11 「取引等形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
- 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の処分に係る種別を記入すること。
- 13 「金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の(推定)時価換算額を記入すること。特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の価

額を記入すること。

14 「その他(特徴、詳細等)」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴、会社の定款の詳細等を記入すること。

15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

(1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の(被)仕向先(送金先(元))を記入すること。

(2) 銀行等以外の事業者(クレジットカード等の発行者を除く。)の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

(3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。

(4) 行政書士等、公認会計士等、税理士等の場合、対象特定代理等に係る行為又は手続に関する(被)仕向先(送金先(元))、預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

16 1から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。